

（審査報告）——原案認定・・・二六三

討論・・・反対・原 敏子君、賛成・高水 惣八君

反対・遠藤 洋一君、賛成・東田 正治君

日程第三 議案第八十一号 昭和五十九年度福生市国民健康保険 二五三

特別会計決算認定について 二五〇

（審査報告）——原案認定・・・二七三

日程第四 議案第八十二号 昭和五十九年度福生市老人保健医療

特別会計決算認定について 二五五

（審査報告）——原案認定・・・二八〇

日程第五 議案第八十三号 昭和五十九年度福生市福生都市計画

事業福生土地地区画整理事業会計決算

認定について 二八四

（審査報告）——原案認定・・・二八二

日程第六 議案第八十四号 昭和五十九年度福生市下水道事業会

計決算認定について 二八五

（審査報告）——原案認定・・・二八五

日程第七 議案第八十五号 昭和五十九年度福生市受託水道事業

会計決算認定について 二八四

（審査報告）——原案認定・・・二八九

日程第八 議案第九十一号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の

一部を改正する条例・・・二九三

福生市都市公園条例の一部を改正す

る条例・・・二九五

日程第九 議案第九十二号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予

算（第五号）・・・二九七

日程第十 議案第九十三号 昭和六十年年度福生市国民健康保険特

別会計補正予算（第二号）・・・三二四

日程第十一 議案第九十四号 昭和六十年年度福生市国民健康保険特

別会計補正予算（第二号）・・・三二四

日程第十二 議案第九十五号 昭和六十年年度福生市国民健康保険特

別会計補正予算（第二号）・・・三二四

日程第十二 議案第九十五号

昭和六十年度福生市受託水道事業会
計補正予算(第二号) 三二七

日程第十三 陳情第六十一号

国立病院・療養所の充実に關する陳
情書 三二一

日程第十四 陳情第六十一号

大型間接税の導入とりやめを求める
陳情書 三二二

日程第十五 陳情第六十一号

母子保健法改定に關する陳情書 三二二

散会 三二三

○十二月二十日(金)(第十五号)

出欠席議員 三二四

出席説明員 三二六

議事日程 三二七

開議 三三〇

諸報告 三三〇

議會運営委員長報告 三三〇

日程第一 陳情書の取り下げ願ひについて 三三二

日程第二 議案第九十一号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の
一部を改正する条例 三六六

(審査報告) 原案可決 三三三

日程第三 議案第九十二号 福生市都市公園条例の一部を改正す
る条例 (審査報告) 原案可決 三三五

日程第四 議案第九十三号 昭和六十年度福生市一般会計補正予
算(第五号) (審査報告) 原案可決 三六〇

日程第五 議案第九十四号 昭和六十年度福生市国民健康保険特
別会計補正予算(第二号) (審査報告) 原案可決 三五四

議案第九十五号 昭和六十年度福生市受託水道事業会
計補正予算(第二号) (審査報告) 原案可決 三五五

日程第六 議案第九十五号

昭和六十年年度福生市受託水道事業会

計補正予算(第二号)

(審査報告)

——原案可決・三五四

諸報告……………三六〇

議会運営委員長報告……………三六〇

追加日程第一 議案第九十九号 青梅線福生駅自由橋改良工事委託契

約——原案同意・三六一

日程第七 議案第九十八号 国保財政の危機打開に関する意見書

——原案可決・三六五

日程第八 請願第六十一号

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願書……………三六七

日程第九 閉会中の継続審査申し出について……………三六九

日程第十 特定事件の継続調査について……………三七一

閉議・閉会……………三七二

第四回福生市議会 定例

会会議録(第十三号)

昭和六十年十二月十日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が招集された。
出席議員は次のとおりである。

一番	林田 武 君	二番	左原 博 君
三番	村野 和一郎 君	四番	石川 泰一 君
五番	赤星 行人 君	六番	齋藤 巽 君
七番	井上 寅吉 君	八番	
九番	上野 重勝 君	十番	木村 徳藏 君
十一番	原 敏子 君	十二番	遠藤 洋一 君
十三番	小野沢 久 君	十四番	仲村 清信 君
十五番	加藤 謹之助 君	十六番	高水 惣八 君
十七番	東田 正治 君	十八番	堀川 寛 君

十九番 宮沢 良一 君
 二十一番 森田 治男 君
 二十三番 田村 市郎 君

二十番 指田 保雄 君
 二十二番 村尾 栄次 君
 二十四番 君

一 欠席議員は次のとおりである。

八番 石川 保君
 二十四番 関 米吉君

一 欠員は次のとおりである。

なし

開議 山形県議会 市議会 十二月十日（火）午後十時

日野 八

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事 局長 井上 久男 君

係長 島田 幸治 君

臨事速 記事務 松矢 昭子 君
 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄 君

助 役 古谷 徳男 君

収入 役 高水 永君

教 育 長 森田 猛 君

企画財政部長 内田 和雄 君

総務部長 浅見 裕康 君

市民部長 井上 久男 君

福祉部長 生子 国利 君

建設部長 森田 進 君

教育次長 須崎 進 君

監査委員 小野 光朗 君
 事務局 長

選挙管理委員 会事務局 長 篠崎 寛 君

開議 六十一年第四回臨時市議会 臨時会 臨時会 臨時会

開議 日 十二月十日（火） 午後十時

一 本日の議事日程は次のとおりである。

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第四回福生市議会定例会議事日程

開議日時 十二月十日（火）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第八十号 昭和五十九年度福生市一般会計決算認定について

（審査報告）

日程第五 議案第八十一号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

（審査報告）

日程第六 議案第八十二号 昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

（審査報告）

日程第七 議案第八十三号 昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第八 議案第八十四号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第九 議案第八十五号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第十 議案第九十一号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第九十二号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第九十三号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算（第五号）

日程第十三 議案第九十四号 昭和六十年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第十四 議案第九十五号 昭和六十年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

日程第十五 陳情第六十一号 国立病院・療養所の充実に関する陳情書

昭和六十年第四回福生市議会定例会議事日程

(追加その一)

追加日程第一

議案第九十六号 福生市議会の議員の昭和六十年十二月期期末手当の支

追加日程第二

追加日程第二

議案第九十七号 福生市の一般職の職員の昭和六十年十二月期期末手当

日野英十三

議案第九十四号

の支給割合を定める条例

日野英十一

議案第九十二号

の支給割合を定める条例

日野英十

議案第九十二号

の支給割合を定める条例

田村市郎

議案第九十二号

の支給割合を定める条例

田村市郎

議案第九十二号

の支給割合を定める条例

日程第八

議案第八十四号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定について

○議長

長(森田治男君)

ただいまから昭和六十年第四回福生市議会

定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長

長(森田治男君)

日程第一 会議録署名議員の指名を行

います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定に

より、議長において

二十三番 田村市郎君

一番 林田武君

二番 在原博君

以上三名を指名いたします。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいただきます。

（井上議会議務局長報告）

- 一、昭和六十年第四回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 一、議案の送付について（別添参照）
- 一、陳情書の受理について（別添参照）
- 一、昭和五十九年度事務報告書の正誤について（別添参照）
- 一、議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 一、昭和六十年八月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 一、昭和六十年九月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 一、昭和六十年十月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 一、昭和六十年年度第二回定期監査の結果について（別添参照）
- 一、昭和六十年年度第三回定期監査の結果について（別添参照）
- 一、国保財政の危機打開に関する要望運動について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 日程第二 会期の決定を議題といたします。
今次、定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、去る十二月三日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、本定例会に提案される議案は、市長から五議案が送付されており、ほかに陳情書が一件提出されております。また、閉会中に審査した各会計決算の審査報告書が六件提出されており、あわせて十二件となっております。
一般質問については、六名の議員から提出されておりますが、日程の順序については、前例に倣い編成をいたしました。
次に、議案の取り扱いについてありますが、お手元に配付いたしま

した付託表のとおり、おのおのの常任委員会に付託し、審査願うことといたしました。

次に、会期についてありますが、一般質問、議案審議時間等、勘案の結果、本日と明日の二日間本会議をお願いし、十二日から十九日までの間を委員会審査等に当てるため休会とし、最終日を二十日とする十一日間と決定をいたしました。

次に、全員協議会についてありますが、理事者からの申し出があり、また、議会側としても御協議願いたいことがございますので、本日の会期の決定の後に開催することといたしました。

以上でございますが、本定例会が円滑に運営されますよう議員各位の特段の御協力をお願いいたします。御報告いたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、十二月十日から十二月二十日までの十一日間と決定したいと思いますが、御異

議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって会期は十一日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時七分 休憩

午前十時五十一分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたします。

（井上議会事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告された議案二件の取り扱いについては、議会運営

委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、先ほど開催をいたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

追加議案として市長から、議員及び職員の十二月期期末手当の支給割合を定める条例二案が送付されましたので、その取り扱いを協議した結果、本日の一般質問に入る前二議案を先議し、即決することと議運としては決定をいたしました。

以上、はなはだ簡単ですが、よろしくお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。新たに提出された議案二件を本日の日程に追加し、先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案二件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

追加日程第一 議案第九十六号 福生市議会の議員の昭和六十年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名をいただきましたので、議案第九十六号 福生市議会の議員の昭和六十年十二月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、御説明を申し上げます。

まず、御先議をいただきますようにお願いいたします。この条例は、議員に支給いたします十二月期期末手当の支給割

合を定めたいということでごまいして、条例の第一条におきましては、支給割合は、そのときの経済情勢、あるいは他市の状況等を参考にして率を定めると、こういうことになっております。その趣旨をうたっておりますわけでございます。

第二条におきましては、支給割合は、百分の二百四・五としたそうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

甚だ簡単でございますけれども、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十番(指田保雄君) 十二月定例会の一番最初に議決する議案が、議員の十二月の期末手当ということで、甚だこそばゆい思いもするわけでございますが、参考のため二十六市——これは率でなくて額

で教えていただきたいんですが、二十六市の中で一番高いところ、それは幾らか。

それから、二十六市で一番少ないところ、それは幾らか。平均すると幾らぐいになるのか。それをひとつ教えていただきたいと思ひます。

○総務部長(浅見裕康君) まことに申しわけありません。そういう計算はしておりませんものですから、額については、今手元に資料がございませんので、調査した結果、また後ほど御報告を申し上げたいと思ひます。

ただ、多いところと少ないところ、額的なものでなくて、支給率の関係については、一応手元にございますので申し上げたいと思ひます。

多いところにつきましては、通常の職員が受給すべき期末と勤勉をあわせた率で支給されているところか一番多いわけでございます。当市におきましては、勤勉手当を除いた率で議員さんに支給をしているというような実態でございます。比較検討する中では、当市の議員さんについては、非常に申しわけない次第でございます。